

# 箱根町公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき箱根町が管理する公共基準点の使用及び管理保全に関し、必要な事項を定め、この管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、町が保有する1級基準点、2級基準点をいう。

(管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の主管課は、環境整備部都市整備課とする。

(公共基準点の使用手続)

第4条 公共基準点を使用して測量を実施しようとする者(以下「測量作業者」という。)は、あらかじめ国土地理院ホームページ内ワンストップサービスから『基準点』の使用承認を申請し、町長から公共基準点使用承認書（第1号様式）により承認を受けなければならない。

2 測量作業者は、測量作業の際には公共基準点使用承認書を常時携行し、町職員又は土地所有者等の請求があったときは、速やかにこれを提示しなければならない。

3 測量作業者は、測量作業を終了したときは、公共基準点使用報告書（第2号様式）により速やかに町長に報告しなければならない。

(工事施行の届出)

第5条 道路の掘削工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、町が所有又は管理する箇所に所在する公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工するときは、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（第3号様式）を町長に提出し、公共基準点付近での工事施工承認書（第4号様式）により承認を受け、町長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去・移転の承認を申請し、又は協議をするときは、公共基準点付近での工事施工届出書の提出を省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から上方45度の範囲に公共基準点が位置する構造物の掘削工事等
- (2) 車両及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為
- (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等（舗装復旧等）

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）

- (2) 引照点図又は町長の指示する測量資料
- (3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点が確認できるもの）
- (4) 測量法第49条に基づく登録通知の写し

4 公共基準点付近での工事がしゅん工したときには、工事施工者は、速やかに公共基準点付近での工事しゅん工報告書（第5号様式）を町長に提出し、検査を受けなければならない。

5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) しゅん工写真（公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの）
- (2) 公共基準点の異状が確認できる測量資料（着工前・しゅん工後が対比できる引照点図又は町長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）

6 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障を来たした場合は、工事施工者は、町との協議後、公共基準点復旧承認申請書（第6号様式）により町長に申請し、公共基準点復旧承認書（第7号様式）によりその承認を受けなければならない。

第6条 工事施工者は、公共基準点を一時撤去し、又は移転する必要があるときには、あらかじめ公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（第8号様式）により町長に申請し、公共基準点（一時撤去・移転）承認書（第9号様式）により承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
- (2) 写真（公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの）
- (3) 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）
- (4) 測量法第49条に基づく登録通知の写し

（機能の回復）

第7条 工事施工者は、公共基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたしたときは、公共基準点を現状に回復し、測量の成果を修正するものとする。

2 前項の場合において、同一構造による設置が不可能なときは、町長と協議のうえ変更することができる。

3 工事施工者以外の者は、故意又は過失により公共基準点を滅失し、又はき損したときは、公共基準点を現状に復帰し機能回復を図らなければならない。

4 工事施工者は、第5条第4項の検査により異状が認められ、公共基準点機能回復通知（第10号様式）により通知を受けたときは、第5条第6項に規定される手続きを行わなければならない。完了後は再度公共基準点付近での工事しゅん工報告書を町長に提出し、検査を受けなければならない。

（機能回復の施工者）

第8条 前条において、公共基準点の測量標を設置する工事は、原則として原因者であ

る工事施工者が行わなければならない。

- 2 測量成果の修正に必要な手続きは、測量法第36条、第37条第3項及び第40条その他関係法令に基づき町で行う。

#### 附則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。